

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件
原告 竹本 修三 外
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書

(第104準備書面関係)

2023年(令和5年)12月15日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人
弁 護 士 出 口 治 男
同 渡 辺 輝 人
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

甲号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
631	河北新報オンライン(抜粋) 写し	2023(R5).10.3	河北新報社	東北電力女川原発2号機の再稼働差止訴訟において、仙台高裁が避難計画が合理的といえない場合は人格権侵害の具体的危険を認める余地があることを示唆し、避難計画の実効性の判断に踏み込む考えを示したとの報道。

以上